

埼玉県立大学地域連携センターの業務等を定める規程

平成22年4月1日

規 程 第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第7条の2第2項の規定に基づき、埼玉県立大学地域連携センター（以下「センター」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、埼玉県立大学の教育研究資源やその成果を用いて、地域社会、自治体等と連携し、保健・医療・福祉の水準の向上及び地域社会の発展に貢献する際の拠点として機能することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、研究開発センター及び専門職連携教育研修センターが行う業務は除くものとする。

- 一 一般県民、専門職等のための公開講座の企画及び実施に関すること
- 二 地域との教育及び研修等に係る連携に関すること
- 三 保健医療福祉施策の推進に係る自治体に対する支援の企画及び実施に関すること
- 四 学生による地域活動の支援に関すること
- 五 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織・職員)

第4条 センターに、学則第15条の2の規定に基づく地域連携センター長（以下「センター長」という。）及び公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第20条の規定に基づく職員を置く。

(学部等との関係)

第5条 第3条に規定する業務（以下「業務」という。）の実施にあたり必要があるときは、センター長は、保健医療福祉学部及び保健医療福祉学研究科（以下「学部等」という。）に協力を求めることができる。

2 学部等は、センター長から協力の求めがあったときは、業務の企画・実施及び教員の業務実施への参画等について協力するものとし、教員は、学生の教育に支障のない範囲で、業務を実施するものとする。

第6条、第7条及び第8条 削除

(費用の負担)

第9条 業務の提供を受ける者に対しては、別に定めがある場合を除くほか、必要に応じて費用の負担を求めることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（様式第1号の改正）

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。